

違法な金融業者にご注意!

～ヤミ金融の被害にあわないために～

1. まず登録業者かどうか確認しましょう!

- ①財務局長又は都道府県知事の登録を受けているかどうか確認してください。
- ②架空の登録番号を使うなど登録業者を装う無登録業者もいますので、注意が必要です。
- ③疑わしい場合には、主たる営業所等の所在地を管轄する財務局又は都道府県の貸金業担当課に問い合わせ、登録されているか確認してください。

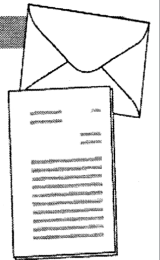
(金融庁登録貸金業者情報検索サービス <http://www.fsa.go.jp/ordinary/kensaku/index.html>)

2. 出資法違反の高金利でないか確認しましょう!

- ①出資法第5条第2項に定められている上限金利(年29.2%:元本1万円につき1日8円の利息)を超える貸付けは、出資法違反となり罰則の対象となります。
- ②例えば、「10日で3割、5割の利息」、「3万円借りて7日後に1万円の利息」といった利息は、出資法の上限金利を超える違法な金利です。

3. その他の注意事項!

- ①電話やFAXによる借入れは手軽・簡単な反面、違法な金融業者の可能性がります。特に、遠隔地からの電話やダイレクトメールによる融資の誘いには、十分に気を付けて下さい。
- ②借入れの前に利息計算・返済方法・返済期間・手数料・遅延損害金などを問い合わせ、具体的にきちんと説明できない業者からは借りないことです。
- ③トラブルとなった時の証拠となるため、借入れの際には契約書を必ず受け取り、保管しましょう。契約書を渡さない業者からは、借りないことです。



多重債務に陥らないために

～たいせつなのは計画性と自己管理～

ここ数年、借金を重ね返せなくなる多重債務者が増加し、自己破産者は年間184,000件(平成17年)に達しています。リストラなどによる生活のための借金、計画性のないクレジットカードの利用など、誰にでも多重債務に陥る可能性があります。お金を借りる前にしっかり考えてみましょう。

〈事例1〉

計画性のない クレジットカードの利用から

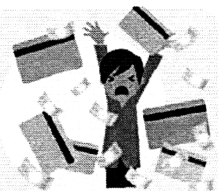
カードでの買物に慣れてしまい、返済能力を十分考えないままどんどん利用を増やしていき、カードのキャッシングも利用。



〈事例2〉

目先の返済に追われて

すぐに貸してくれるので感覚が麻痺し、次々と高金利の借入れに手を出してしまった。



多重債務に 陥る原因は ここ!

- 生活苦・低所得あるいは、事業資金の資金繰りのために借りてしまう。
- クレジットで無計画に買物を重ねていく。
- 友人・知人に頼まれて連帯保証人になり、債務を負ってしまう。
- 借りる前に金利計算をしっかりしていなかった。
- 取り立てに追われ、その場しのぎで別のローンを借りてしまう。
- 悪質なトイチ業者、紹介屋、整理屋の被害にあう。

東北財務局広報紙「東北ざいむ no116号」より御了解を得て転載したものです。